

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第九十六号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（昭和六十一年十二月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条第一項第一号中「収入金額又は所得金額」を「所得」に、「事業用の」を「事業の用に供する施設又は」に改め、同項第二号中「当該年」を「年」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。